

法廷秩序維持等のための警備状況の報告について

平成4年12月24日刑一第287号高等裁判所  
長官，地方裁判所長あて刑事局長通達

改正 平成6年11月9日刑一第370号

法廷等の警備の実情を把握する必要がありますから、標記の警備状況を下記により報告してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 各庁（支部を含み、地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所を含む。）は、法廷秩序維持等のための警備があつた場合には、別紙様式の書面により翌月の15日までに報告する（送付書不要）。

2 報告は、次に掲げる場合に行う。

(1) 刑事被告事件について

ア 最初に警備態勢をとつた場合

イ 同一事件について警備態勢をとらないこととした場合

ウ 同一事件について再び警備態勢をとつた場合

エ 法廷等の警備に際し紛議が生じた場合

オ その他法廷等の警備上参考となる事例があつた場合

(2) 勾留理由開示請求事件について

ア 法廷等の警備に際し紛議が生じた場合

イ その他法廷等の警備上参考となる事例があつた場合

付記

この通達は、平成5年1月1日から実施する。

(注)

1 「報告の種類」は、次に掲げる項目に該当する場合に○を付する。

なお、複数の項目に該当する場合には、そのすべてに○を付する。

「新規」刑事被告事件について最初に法廷等の警備態勢をとつた場合

「解除」同一事件について警備態勢をとらないこととした場合

「再開」同一事件について再び警備態勢をとつた場合

「紛議」退廷命令又は拘束命令が発せられるなど紛議が生じた場合

「参考」車いす使用者又は盲導犬帯導者が傍聴した場合、傍聴人に手話通訳が付いた場合など法廷等の警備上参考となる事例があつた場合

2 「庁名 係属部」は、「本庁1部1係」のように略記する。

3 「被告人等」は、被告人が複数の場合には、「何某ほか○人」と記載する。

4 「傍聴券の発行等」の「傍聴人数」は、報道関係者等の特別傍聴人の数も合算して記載する。

5 「派出警察官」は、当該裁判所に近接した場所で待機している警察官の数も合算して記載する。

6 「一般警備職員」は、警備に当たつた裁判所職員のうち、法廷警備員以外の一般職員の数を記載する。

7 「事件の概要」は、できるだけ簡潔に要約して記載する。

なお、この箇所は、新規報告及び勾留理由開示請求事件に関する報告のみ記載する。

8 「法廷内外の状況 警備状況等」は、退廷命令又は拘束命令が発せられるなど法廷等の警備に際し紛議が生じた場合、車いす使用者又は盲導犬帯導者が傍聴した場合、傍聴人に手話通訳が付いた場合など法廷等の警備上参考となると思われる事項を記載する。

なお、弁護人の言動等を記載する場合には、その氏名を明記する。

法廷秩序維持等のための警備状況報告書(平成 年 月分)  
(庁名)

裁判所

報告の種類	庁名 係属部 被告人等	事件名 (通称)	開廷月日等	傍聴券 の発行等	派出警察官			事件の概要	法廷内外の状況 警備状況等
					法廷警備員	一般警備職員			
新規 解除 再開 紛議 参考			第 月 日 回 1 公判(手続) 2 判決宣告 3 勾留理由開示	有、無 傍聴人数 人	人	1 報告済み 2 次のとおり 3 別紙のとおり		1 平穩 2 次のとおり 3 別紙のとおり	
					人				
					人				
新規 解除 再開 紛議 参考			第 月 日 回 1 公判(手続) 2 判決宣告 3 勾留理由開示	有、無 傍聴人数 人	人	1 報告済み 2 次のとおり 3 別紙のとおり		1 平穩 2 次のとおり 3 別紙のとおり	
					人				
					人				
新規 解除 再開 紛議 参考			第 月 日 回 1 公判(手続) 2 判決宣告 3 勾留理由開示	有、無 傍聴人数 人	人	1 報告済み 2 次のとおり 3 別紙のとおり		1 平穩 2 次のとおり 3 別紙のとおり	
					人				
					人				
新規 解除 再開 紛議 参考			第 月 日 回 1 公判(手続) 2 判決宣告 3 勾留理由開示	有、無 傍聴人数 人	人	1 報告済み 2 次のとおり 3 別紙のとおり		1 平穩 2 次のとおり 3 別紙のとおり	
					人				
					人				
新規 解除 再開 紛議 参考			第 月 日 回 1 公判(手続) 2 判決宣告 3 勾留理由開示	有、無 傍聴人数 人	人	1 報告済み 2 次のとおり 3 別紙のとおり		1 平穩 2 次のとおり 3 別紙のとおり	
					人				
					人				

(最前一)

(注)

- 「報告の種類」は、次に掲げる項目に該当する場合に○を付する。  
なお、複数の項目に該当する場合には、そのすべてに○を付する。  
「新規」刑事被告人事件について最初に法廷等の警備態勢をとった場合  
「解除」同一事件について警備態勢をとらないこととした場合  
「再開」同一事件について再び警備態勢をとった場合  
「紛議」退廷命令又は拘束命令が発せられるなど紛議が生じた場合  
「参考」車いす使用者又は盲導犬誘導者が傍聴した場合、傍聴人に手話通訳が付いた場合など法廷等の警備上参考となる事例があった場合
- 「庁名 係属部」は、「本庁1部1係」のように略記する。
- 「被告人等」は、被告人が複数の場合には、「何某ほか○人」と記載する。
- 「傍聴券の発行等」の「傍聴人数」は、報道関係者等の特別傍聴人の数も合算して記載する。
- 「派出警察官」は、当該裁判所に近接した場所で待機している警察官の数も合算して記載する。
- 「一般警備職員」は、警備に当たった裁判所職員のうち、法廷警備員以外の一般職員の数を記載する。
- 「事件の概要」は、できるだけ簡潔に要約して記載する。  
なお、この箇所は、新規報告及び勾留理由開示請求事件に関する報告のみ記載する。
- 「法廷内外の状況 警備状況等」は、退廷命令又は拘束命令が発せられるなど法廷等の警備に際し紛議が生じた場合、車いす使用者又は盲導犬誘導者が傍聴した場合、傍聴人に手話通訳が付いた場合など法廷等の警備上参考となると思われる事項を記載する。  
なお、弁護人の盲動等を記載する場合には、その氏名を明記する。